

持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託」の受注者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的として定めるものである。

2 提案募集の主催者

持続可能な奈川地区推進協議会

3 業務概要

(1) 名称

持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙1「持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託 仕様書」のとおり

(3) 期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 契約限度額

8,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

次の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年松本市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 公告日から受託候補者の特定までの期間に、松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領及び松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加していること。また、公告日から受託候補者の特定までの期間に国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出方法

提案に関する質問は、質問書（様式第1号）により、持参、郵送又は電子メール（必ず、事務局まで送信した旨の電話をすること。）で行う。

イ 提出先

持続可能な奈川地区推進協議会（松本市奈川地区地域づくりセンター内）

〒390-1611 長野県松本市奈川3301番地

TEL 0263-79-2121

Email nagawa-s@city.matsumoto.lg.jp

担当 古畑 節子（ふるはた せつこ）

ウ 受付期間

令和4年5月30日（月）正午まで

(2) 質問に対する回答

令和4年6月3日（金）までに回答をまとめ参加者へ電子メールにより送信する。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

参加表明書等の提出は、持参又は郵送（書留郵便により期限までに必着のこと。）で行う。

また、電子データ（PDF形式）を合わせて提出すること。

(2) 提出先

5(1)イに同じ

(3) 提出期限

令和4年6月7日（火）正午まで

(4) 提出書類等

ア 参加表明書（様式第2号）

※参加表明後は、主に電子メールにて連絡をします。

イ 業務実績書（様式任意）

※審査に係るため、全ての同種又は類似業務の実績を記載すること。

ウ 業務実施体制（様式任意）

エ 添付書類

7 提案書の作成要領

参加者は、次に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

(1) 提案書等

ア 提案書（表紙）（様式第3号）

イ 業務実施方針及び業務実施に向けた提案（様式任意）

ウ 参考見積書（様式任意）

エ 誓約書（様式第4号）

- オ 上記書類の電子データ（PDF 形式）を入れた CD 等の媒体
- (2) 業務実施方針及び業務実施に向けた提案に記載を求める事項
- ア 別紙 1「持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託仕様書」に掲げる業務内容を遂行するための具体的な手法
- イ 業務工程及び業務実施方針
- ウ その他、別紙 2「審査項目」を満たす内容を記載する。
- (3) 作成に係る留意事項
- ア 用紙サイズは、日本産業規格 A4 版とする。
- イ 文字サイズは、原則として 10 ポイント以上とする。
- ウ 参考見積書は、本実施要領及び別紙 1「持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託仕様書」に定める業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載する。
- (4) 提出方法
- ア 提案書等は、必要部数を持参又は郵送（書留郵便）すること。
- イ 技術提出部数
正本 1 部、副本 10 部、電子データ（PDF 形式）
- (5) 提出先
5(1)イに同じ
- (6) 提出期限
令和 4 年 6 月 20 日（月）正午まで

8 審査方法（選定手順）

- (1) 手順
- プロポーザル参加資格を審査のうえ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者として 1 者を選定する。
- なお、プレゼンテーション及びヒアリング審査は 4 者程度を上限に行う。ただし、参加者が 4 者を大きく超えた場合は、参加者の提出書類の内容を勘案しながらヒアリング審査の対象者を選定する予備審査を行うこととする。
- (2) 審査組織
- プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、持続可能な奈川地区推進協議会の委員等により組織する選考委員会で審査を行う。

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

- (1) 実施日時
令和 4 年 6 月 24 日（金）午後（予定）
- (2) 場所
松本市役所庁内の会議室（予定）

(3) 出席者

技師長又は業務担当者とし、合計2名までとする。なお、出席者は、参加時に身分証明書を持参すること。

(4) 実施内容

ア 出席者が提案書の内容について説明を行い、その後に審査員が質問を行う。

イ プレゼンテーション及びヒアリング時間は、出退に要する時間を含めて30分以内とし、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。

ウ ヒアリング順は、提案書等の受付順とする。

(5) その他

ア 日時、場所等の詳細については、別途、参加者に通知する。

イ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

ウ リモートによるプレゼンテーションも可能とする。

10 選定

(1) 審査項目

別紙2のとおり

(2) 審査方法

ア 技術評価点及び価格評価点の合計点数で候補者を選定する。

イ 技術評価点は、選考委員ごとに参加者の得点を計算し、全選考委員の合計得点とする。

ウ 価格評価点は以下のとおりとする。

$(\text{選考委員の人数} \times 10) \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$

エ 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。なお、同得点者が生じた場合は、技術評価が最も高い者を上位とし、技術評価点と同点の場合は選考委員による多数決で順位を決定する。

(3) 失格要件

技術評価総得点の70%を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

(4) 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。この場合においては、評価により順位づけられた順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 選考委員または関係者に本提案に対する助言を求めた場合

オ 「3(4)」の契約限度額を超えた場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案書提出者全員へ書面により通知する。

1 1 契約

契約候補者として選考した者と協議会は後日協議し、業務委託に係る仕様書を確定したうえで随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位づけられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

1 2 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外に使用しない。
- (3) 契約者以外の参加者による提案は、原則非公開とする。
- (4) 参加者名および契約者名については、契約締結後に公開を予定している。
- (5) 提案書等の作成、提出並びにヒアリング審査に要する費用については、参加者負担とする。
- (6) 評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、参加者を対象に再提案を求める。
- (7) 契約者以外の提案に優れた提案があった場合、当該参加者の了承が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。
- (8) 業務実施体制に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本協議会の承認を得たうえで同等以上の技術者を配置するものとする。
- (9) 参加者は、技術提案書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (10) 参加者は、現地を視察する希望がある場合は、下記の質問書受付期間中に、郵送又は電子メール（必ず、事務局まで送信した旨の電話をすること。）で連絡すること。なお、現地視察時間は午後半日とし、日時については事務局で調整し参加者へ電子メールにより送信する。

1 3 スケジュール（予定）

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 公告 | 5月20日（金） |
| (2) 質問書受付期間 | 5月23日（月）～30日（月）正午まで |
| (3) 質疑回答 | 6月 3日（金） |
| (4) 参加表明書 提出期限 | 6月 7日（火）正午まで |
| (5) 技術提案書提出期限 | 6月20日（月）正午まで |
| (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査
選定結果通知及び契約締結 | 6月24日（金）
以降 |